



市章

大津市公報

平成30年12月17日
号外(第68号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

訓令

- 8 大津市職員の在宅勤務に関する規程..... 1
- 9 大津市文書取扱規程の一部改正..... 2

訓令

大津市訓令第8号

大津市職員の在宅勤務に関する規程を次のように定める。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

大津市職員の在宅勤務に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、在宅勤務の実施に関し、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「在宅勤務」とは、職員が現に居住する住宅において情報通信の技術を利用する方法により勤務することをいう。

(対象職員)

第3条 在宅勤務を行うことができる職員は、大津市職員定数条例(昭和25年条例第11号)第1条に規定する職員で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

中学校就学前の子を養育する職員

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第14条第1項に規定する要介護者を介護する職員

前2号に定めるほか、市長が別に定める職員

(在宅勤務の利用単位)

第4条 在宅勤務は、1日又は勤務時間条例第5条に規定する半日勤務時間を単位として行うものとする。

(在宅勤務を行う職員の登録)

第5条 在宅勤務を行うことを希望する職員は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする職員は、あらかじめ所属長の承認を得た上で所定の様式による登録申請書を人事課長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により登録申請書を提出した職員が第3条各号に掲げる職員に該当すると認めるときは、当該職員を在宅勤務職員登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

(登録の変更)

第6条 前条の規定により登録を受けた者(以下「在宅勤務登録職員」という。)は、登録を受けた事項であって市長が別に定めるものに変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。

(登録の取消し等)

第7条 市長は、在宅勤務登録職員が第3条各号に掲げる職員でなくなったときは、第5条の規定による登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該在宅勤務登録職員の登録を抹消しなければならない。

(在宅勤務の実施の承認)

第8条 在宅勤務登録職員は、在宅勤務を行おうとするときは、市長が別に定めるところにより、所属長に対し、在宅勤務を行おうとする日(以下「在宅勤務日」という。)の3日前の正午までに在宅勤務の実施の承認の申請をしなければならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

2 所属長は、前項の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。

3 所属長は、前項の承認を行う際に、第1項の申請を行った職員と協議の上、在宅勤務に係る成果物を指定するものとする。

(機器の貸与)

第9条 前条第2項の承認を受けた職員(以下「在宅勤務実施職員」という。)は、当該承認を受けた旨を人事課長に報告し、在宅勤務を行うために必要な機器等の貸与を受けなければならない。

(在宅勤務に係る報告)

第10条 在宅勤務実施職員は、在宅勤務を開始し、及び終了するとき、並びに休憩を開始し、及び終了するときは、その都度所属長に電子メールその他の手段(以下「電子メール等」という。)で報告しなければならない。

2 在宅勤務実施職員は、在宅勤務を行ったときは、第8条第3項の成果物を添付した報告書を所属長に電子メール等で報告しなければならない。

3 在宅勤務実施職員は、在宅勤務中に業務により在宅勤務を行う場所以外の場所に赴くときは、当該場所、当該場所に赴く理由等を所属長に電子メール等で報告しなければならない。

(在宅勤務の勤務時間の割振り等)

第11条 在宅勤務日の勤務時間の割振りは、所属長がその都度定める。

2 所属長は、前項の規定により勤務時間を割り振るときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1日の勤務時間は、在勤公署において勤務する場合における勤務時間と同じであること。

勤務時間は、午前5時から午後10時までの間で割り振ること。

休憩時間及び休息時間は、在勤公署において勤務する場合と同じ時間を確保すること。

3 所属長は、在宅勤務日に時間外勤務をさせてはならない。ただし、半日勤務時間を単位として在宅勤務を行う場合であって、終業の時刻に在勤公署において勤務しているときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、在宅勤務の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

2 第5条第2項の規定による登録の申請及び同条第3項の規定による登録は、この訓令の施行前においても行うことができる。

大津市訓令第9号

大津市文書取扱規程(昭和32年訓令第15号)の一部を次のように改める。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

第3条第1項第1号中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第7条第1項中「うえ」を「上」に、「あて名」を「宛名」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、電子メールにより受信した文書(電磁的記録により保存するものに限る。)は受付印の押印を、次に掲げる文書は文書管理システムへの入力をそれぞれ省略することができる。

第11条及び第12条を次のように改める。

(回議)

第11条 回議書の決裁は、電子決裁の方法(電磁的記録による回議書を電子情報処理組織を使用して回議し、決裁を受ける方法をいう。)によるものとする。ただし、異例の事案に係る回議書、機密に属する回議書その他これにより難しい回議書にあっては、押印決裁の方法(文書管理システムから出力した第4号様式の書式による回議書その他の文書により回議し、決裁を受ける方法をいう。第17条及び第27条において同じ。)によることができる。

(特殊な取扱いの回議書)

第12条 重要な事案に係る回議書又は特に急を要する回議書は、その旨を表示しなければならない。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第17条中「起案文書に係る」を「押印決裁の方法による回議書の」に、「起案文書」を「回議書」に改める。

第18条中「すべて課長等の決裁の後」を「回議書を回議する前に」に、「経なければ」を「受けなければ」に改め、同条第1号中「告示等」の次に「の案」を加え、同条第2号中「案」を「議案(前号に該当するものを除く。)」に改める。

第19条の見出しを「(議案の上程の手续)」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条の審査を経て議会に提出する議案に係る起案をした課は、決裁権者の決裁を受けた後、直ちに総務課に報告しなければならない。

第19条第2項中「規定により回議書の送付」を「報告」に改める。

第19条の2を削る。

第20条の見出しを「(公布等の手続)」に改める。

第27条中「回議書(電子決裁の方法により決裁を受けたものにあつては、当該文書の写し)」を「当該文書の写し(押印決裁の方法により決裁を受けたものにあつては、回議書)」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定は、平成30年12月17日から施行する。